

# 令和 3年度予算見積調書

課室名：道路環境課  
 担当名：交通事故緊急対策担当  
 内線：5098 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B26	道路安全施設費			一般会計	土木費	道路橋りょう費	道路維持費	道路安全施設費	
事業期間	昭和41年度～	根拠法令	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 道路法	宣言項目		04	地域をつなぐ社会基盤の整備	SDGsゴール	3, 11
	分野施策			041039	埼玉の活力を高める道路ネットワークの整備	SDGsターゲット	3-6, 11-2, 11-7		
1 事業の概要 道路附属物の適切な維持管理、整備することにより、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。  (1) 道路附属物（照明灯等）の電灯料 479,870千円 (2) 道の駅、トンネル等の維持管理 547,078千円 (3) 道路附属物の修繕 1,072,582千円 (4) 道路附属物の整備 1,001,600千円 (5) 道路照明灯具の賃借料 114,279千円 (6) 道路附属物の修繕(財政課指定経費) 651,017千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 道路附属物（照明灯等）の電灯料：道路附属物の電気設備を使用するため、電気料金を負担する。 イ 道の駅、トンネル等の維持管理：道の駅やトンネル等における設備機能を維持するため、点検及び修繕等を実施する。 ウ 道路附属物の修繕：道路交通の安全、円滑を確保するため、道路附属物の点検及び修繕等を実施する。 エ 道路附属物の整備：道路交通の安全、円滑を推進するため、道路附属物を整備する。 オ 道路照明灯具の賃借料：道路照明灯具のLED化を推進するため、リース方式による賃借料を負担する。 カ 道路附属物の修繕(財政課指定経費)：道路交通の安全、円滑を推進するため、道路照明灯及びトンネル設備を修繕する。  (2) 事業計画 道路照明灯や防護柵等の道路附属物について、劣化状況に応じた修繕を実施する。  (3) 事業効果 道路附属物を適切に維持管理、整備することにより、安全かつ円滑な交通環境が図られ、交通事故の削減と道路通行の安全を確保できる。  (4) その他 イ 道の駅、トンネル等の維持管理 負担対象：道の駅はにゅう外5箇所 対象経費：道の駅等の維持管理に要する費用 負担率：所要額 相手方：羽生領土地改良区他3者 工期：毎年度  過去の実績 平成28年度：1,928,133千円 平成29年度：2,208,860千円 平成30年度：3,111,286千円 令和元年度：3,613,343千円 令和2年度：3,747,780千円						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 地方道路等整備事業債 充当率 90% (通常分90%) 公共施設等適正管理推進事業債 充当率 90% (通常分90%) 一般事業債 充当率 75% (通常分75%) 交付税措置 通常分30%~50%(公適債)									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×10.5人=99,750千円 (組織の新設、改廃及び増員なし)									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
		諸収入	県債						
決定額	3,866,426	31,600	2,006,000					1,828,826	118,646
前年額	3,747,780		1,974,000					1,773,780	